

紹介状なしで受診する場合の定額負担改正について

- 紹介状を持たずに特定機能病院を受診した場合、通常の窓口負担とは別に定額負担の徴収が義務付けられています（健康保険法）。
- 令和4年4月の診療報酬改定により、他の医療機関からの**紹介状（診療情報提供書）**をお持ちでない患者さんに対して以下の徴収をさせていただきます。

区 分	令和4年9月30日迄	令和4年10月1日より改正
初 診	5,500 円(税込)	7,700 円(税込)
再 診	2,750 円(税込)	3,300 円(税込)

初診時負担の対象者・・・初診時に所定の紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない方

再診時負担の対象者・・・再診患者さんの中で、症状が安定し、当院から他の医療機関に対し、紹介状（診療情報提供書）による紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医の紹介なしに当院を再度受診される方

<次の場合は選定療養費のご負担はありません>

- ・ 緊急その他やむを得ない事情がある場合（救急の患者、公費負担医療の対象患者等）
 - ・ 他院からの紹介状（診療情報提供書）を持参した場合
 - ・ 正当な理由がある場合
- ① 本院の他の診療科等から院内紹介されて受診する場合
 - ② 医科と歯科との間で院内紹介した場合
 - ③ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
 - ④ 救急医療事業、周産期事業等において休日、夜間受診した場合
 - ⑤ 外来受診後そのまま入院となった場合
 - ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
 - ⑦ 本院の治験協力者である場合
 - ⑧ 災害により被害を受けた場合
 - ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故で受診の場合
 - ⑩ その他、本院が直接受診する必要性を特に認めた場合（急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く）

令和4年9月 群馬大学医学部附属病院

※令和5年6月 更新